

地方行政委員会會議録第二十三号

昭和二十七年四月十六日(水曜日)午前十一時十七分開会

出席者は左の通り。

委員長 西郷吉之助君
理事 中田 吉雄君
委員 愛知 揆一君
岩澤 忠恭君
石村 幸作君
高橋進太郎君
岡本 愛祐君
館 哲二君
若木 勝蔵君
原 虎一君
林屋龜次郎君

國務大臣

岡野 清蔵君

政府委員

地方財政委員 上原 六郎君
地方財政部長 武岡 憲一君
地方自治行政官 藤野 繁雄君
地方自治行政官 鈴木 俊一君
地方自治行政官 佐久間 彌君
公務員課長

事務局側

常任委員会専門員 福永興一郎君
常任委員会専門員 武井 群嗣君

委員長の報告

○連合委員会開会の件

○町村職員恩給組合法案(内閣提出)

○委員長(西郷吉之助君) それでは只

今から委員会を開会いたします。

本日の議題に入ります前に、昨日委

第三部 地方行政委員会會議録第二十三号

昭和二十七年四月十六日【参議院】

委員長より理事会におきまして決定いた

しましたことを御報告いたします。

第一は、先般岡本委員その他から御

発言がございましたが、公職選挙法改

正の問題でございますが、これは現在

衆議院の特別委員会におきまして、い

ろいろ審査をしておりますが、検討を

加えておりますが、まだ全部がでさ

らないので、多分今月一ぱいはかる

だらうというところでございますので、

お手許に、今まで向うでまとめた資料を配付してございまして、取りあ

えず、長くなりますので、適当な機会

に衆議院の小委員会をやつておられ

ます小澤佐重喜さんに来て頂きまして、

中間報告的な御報告を伺いたい、か

うに昨日きめたわけでございまして。

次に、地方行政委員会には非常にた

くさん今法案がございまして、本日

は、先般休会前に質疑が終了次第上げ

ることになっております。町村職員恩

給組合法案を今日最初に取上げて、こ

の法案の質疑が終了したら、本日は

採決に入りたいと思ひます。

その次に、地方財政法の一部を改正

する法律案がすでに衆議院を通過いた

しまして、本委員会に本審査になつて

おりますので、その法案を次にやり、

それに關連して平衡交付金の法案の審

議を進めて参りたいと思ひます。その

他お手許にこれも資料としてございま

すが、税法であるとか、地方公営企業

法案もございまして、税法はまだ衆議

院でいろいろその修正の内容等も考え

ており、急には上つて来ないと思ひま

すので、これはまだ当分見送つておき

たいと思ひますが、地方公営企業法案

は、この前原委員からお話がありま

した通り、関係労働法がきまつてお

りませんので、まだ衆議院で審議中

でございますから、これも当分見送つて

おきます。その他道路交通取締法の改

正法律案並びに町村の警察維持に關する

責任転移の時期の特例に關する法律

案、これは衆議院の議員提出でござ

います。この二法案はまだ説明を聞い

ておりませんから、適当な機会に説明

を聴取する予定でございまして。なお破

壊活動防止法案、保安調査庁設置法

案、公安審査委員会設置法案が近く上

程されると思ひますが、これは連合を

するかどうかというのを昨日理事會

で諮りました。これは連合をしても

まいという御意見が多数でござい

ましたので、さういいたしと存じ

ます。その点は如何でございませうか。

この連合でございませう。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(西郷吉之助君) 御異議ない

と認めます。それから連合に對しまし

ては、競輪の一部改正案が近く提案に

なりますので、これはこちらと連合す

るようにと御意見がございました

から、あとでさう決定して頂きたいと

存じます。

なおこの間第一回、二回と海上保安

庁の法案につきまして、内閣委員会と

連合いたしました。御承知の通り、

近く保安庁の法案が提出されます

と、それによつて海上保安庁の法案は

殆んどそれによつて変更されます

ので、あれをそのまま審議しても意味が

ないじやないかということ、こちら

としては一応保安庁の法案が出るまで

見送るということにいたしましたので

でございます。更に同様の意味の警察予備

隊の法案が今内閣委員会に出てお

りますので、これはこの間あちらで説明

を聞いただけでございまして、このは

うも海上保安庁と同じに、保安庁法が

出ますれば、やはりそれに關連するの

で、同様の意味でこちらの連合委員

会における質疑は今継続しても意味が

ないじやないかと思ひますが、その点

如何取計らいませうか。原さん、あ

れはやつぱり海上保安庁と同じなん

です。ですから、これもやはり保安

法が出るまで待つてゐるほうがいい

じやないかと思ひますがね。

○原虎一君 いずれ保安庁法が出る

てありましようから、それまで連合審

査は見合せたほうがよろしいのでは

ないじやないか。

○委員長(西郷吉之助君) 今原委員

から御発言がございましたが、さうい

してはどうかと思ひますが、如何で

ございませうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(西郷吉之助君) なお私から

申上げておきますが、緑風会もこの問

題については内閣の委員の諸君とも

よく協議したいと思ひますが、内閣委

員会ではやはり審議を継続しておられ

ますので、明日でございませうか、警

察予備隊のほうもなさるので、向うとして

これをどう取扱うかは、まだ最後決定

はしてないようでございまして、や

はり各党とも保安庁法が出るまで待つ

たほうがいいというふうな御意見だ

たらば、やはり内閣委員会の諸君とも

御連絡願つておくと非常に都合がいい

のじやないかと思ひます。それはまあ

一つ希望として申上げておきます。

○原虎一君 但し、先般内閣委員会

の連合の場合に、大橋國務大臣は、保

安庁法、いわゆる保安庁設置法とい

うなものは大體四月十五日から二十

日頃までに提出することができると思

うという意向を漏らしております。そ

の後どういふふうになつております

か、二應委員長から又お尋ねになつて

、それと内閣委員会との關連があると思

ひますから、その点を手落ちなく御連

絡願ひたいと思ひます。

○委員長(西郷吉之助君) 今の原さん

の御意見、誠に私も同感でございま

して、先般は御承知の通り、大橋國務大

臣から十五日乃至二十日の間に保安

法を提出するといふお話でございま

したが、改めてこの問題はその後何

つておきます。

以上御報告申上げます。

○委員長(西郷吉之助君) それでは議

題に入りたいと存じます。只今御報告

申上げましたうちの競輪の法案につ

きまして、正式に連合委員会を申込む

といふことを御決定願ひたいと思ひ

ます。御異議ございませうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(西郷吉之助君) 御異議ない

と認めます。ではさうに取計らいま

す。

○委員長(西郷吉之助君) それでは本日
の議題の町村職員恩給組合法案、こ
れにつきまして質疑を継続して参りた
いと存じます。なおこの法案につきま
しては、先般休会前に、時間があれば
これを採決まで行つたらどうかとい
うお話がございましたが、諸般の情勢で
休会前にはできませんので、本日質疑
を継続して頂きまして、質疑の終了を
待ちまして、討論、採決に入つて参り
たい、さように考えております。御質
疑願います。

○石村幸作君 自治庁にお伺いたし
ますが、先般新聞等で見たのですが、
政府においては恩給法を改正して、国
家公務員退職年金手当、文句が違ふか
もわかりませんが、こういうふうによ
正するといふように出ておりました。
そこで地方公務員にもこれを準用する
ように聞いたのですが、その場合この
恩給組合法がどうなるか、何かお考え
ありますでしょうか。

○政府委員(佐久間重君) 只今御質問
の新聞記事は、私よく読んでおります
ので、正確にはお答えにはならない
と思いますが、恐らく只今人事院にお
きまして恩給制度全般について根本的
な改革案を検討されておりますので、
そのことが新聞に出たのではないかと
思つております。これにつきまして
は、一昨年マイヤースというアメリカ
の専門家が来朝されて、勧告を出
されたのでございまして、それを元に
いたしました、人事院で案を練つてお
るのでございます。主として国家公
務員を対象としての案のように聞いて
おりますが、まだ私どものほうに正式
に御連絡頂いて地方公務員の関係につ
いて検討するといふ段階には至つてお

りません。只今御審議願つております
の町村職員恩給組合法案につきましては
、近い将来におきまして、今お話の
ありましたような根本的な改革も行わ
れるかも知れないといふことは予想を
いたしております。その内容は、現
在の年金制度の給付の内容そのものに
ついての検討でございます。この恩給
組合法案におきましては、その給付の
種類とか、内容とかいふものにつつま
しては、何ら手は触れておらないので
ございます。それらの点につきまして
は、そういう全般的な根本的な改革が
行われまして後に改めて検討して行き
たい。今回の町村職員恩給組合法案に
つきましては、そういう年金及び一時
金の内容についてはございませんで、
それを運営して参ります組織なり、
運営の方式なりについての現状の欠陥
を是正して行こう、こういう趣旨で立
案しておる次第でございます。

○石村幸作君 それでは二、三お伺い
したいと思つておりますが、この第一
條に町村職員となつておりますが、そ
うすると、町村のごとき公選によるも
のはどうなるか、それから雇用人、こ
の雇用人については、従来はまあ財源
措置がなかつたので、互助会というよ
うなものを各県で作つて、そうして恩
給組合に準じたものを作つておつたの
ですが、こういうものは今回は取入れ
るつもりですか、どうですか。

○政府委員(佐久間重君) お答え申上
げます。第一條で町村職員と書きまし
たのは、非常に広い意味で町村の職員
全部を包含させる趣旨でございます。従
いまして、御質問のありました特別職
も雇用人も入るといふことで解釈をし
て参りたい。ただ具体的には各町村職

員恩給組合がこの第三條の規定により
まして、どういふものを給付を受ける
者の対象とするか、或いはその資格を
どうするかといふようなことにつつま
しては、それ、規約で定めることに
なつております。現在までの町村職員
恩給組合におきましては、その規約に
おきまして特別職と一般職員とは包含
されておりましたが、雇用人につきま
しては包含いたしておりません。従いま
して今後はこの法律ができましたなら
ば、雇用人もこの規約の定めるところ
によつては包含し得る建前になつてお
るわけでありまして。

○石村幸作君 今の御説明で、この恩
給組合法の趣旨に、そのほうがよく副
うことと思つておりますが、そこで第
五條に町村及び職員の負担となつてお
りますが、この比率はここでは負担の
比率は出してないわけ、これは組
合規約に任してあると思ひますが、尤
も規約は模範規約を自治庁で示すとい
うことになつておりますが、この負担
率は各県がどうばら／＼になつてもい
いと思ひになるのですか。ここで法
的にはつきり示す必要がなかつたの
は、どういふわけでございようか、き
めなかつたのですか。

○政府委員(佐久間重君) この建前と
いたしましては、各恩給組合がそれぞ
れの地方の実情を斟酌いたしまして、
規約で自主的に定めるという建前に
いたしたのであります。御指摘のよう
に全国余り権衡を失ふことになりま
す。適當でないと思はれますので、地
方自治庁が模範規約を定めて示すこ
とにいたしました。その模範規約を定
めるにつつましては、他の国家公務員
の恩給制度でありますとか、一般の社

会保険制度でありますとか、こういう
ようなものとも脱み合せて地方自治庁
としては研究をいたした上で示したい
と考えておるわけでありまして。御参考
までに、現在二十六年度までのものの
率を申上げますと、一般吏員につきま
しては、職員が千分の二十、職員の給
料月額に對する千分の二十、町村が職
員の給料月額に對する千分の六十七、
府県が町村に對して出しておりま
したものが千分の八十八といふこと
になつておるのでございます。

○石村幸作君 そこで第五條に、この
給付に要する費用は町村及び職員が負
担すると、こうなつておるのですが、
従来、初めは国と県の補助を方針とし
てこの組合を皆作つておつた。二十五
年度は法令に基かざる補助金であるか
らといふので、平衡交付金の財政需要
中に算入されたことにして処理したわ
けであります。併しこれは暫定的であ
つて、町村においては将来どうしても
国の補助によることを懸望しておつた
わけですが、この法律ができましたと
町村の財源措置としては平衡交付金で
町村ごとに処理するといふことになる
と思ふのですが、そうすると、二十七
年度においては地財委のほうで平衡交
付金の算定等ではつきりこの措置が
できて、数字的に措置ができておるの
ではどうか、どうでしょうか。これは
はつきり一つお答え願ひたいと思ひま
す。

○政府委員(佐久間重君) 二十六年
度までは地方財政委員会の資料により
ますと、町村が七億九千四百萬、都道
府県が十二億二千三百萬になつてお
ります。これが二十七年年度の財政委員
会で措置されております額は、両方合

ましたものより若干多う目になつてお
りますが、二十三億七千六百萬、これ
が町村の財政需要に計算をされてお
ります。

○石村幸作君 そこでこの平衡交付金
の建前から言ふと、そういうことにな
るのですが、町村の立場から申しま
すと、今までこれは補助をもらつてお
つた。又二十五、六年においては果を
通じて平衡交付金でもらつていた。と
ころがこの法律によることになると、
町村ごとに平衡交付金で処理されるとい
ふことになる。そうすると、今まで平
衡交付金をもらつていなかったところ
も、もうすでにもらわなかつたところ
は、これに對する国家から何らの面倒
も見てもらわれないといふことになる。
それから又平衡交付金で処理してもら
つた町村でも、どうも平衡交付金によ
るのだ、本當に国から補助的に面倒見
てもらつたといふような観念が少いと
同時に、どうも数字的にもこれは納得
できないやうな……何と言ふか、財政
上納得がいかないといふやうに思つて
いるらしいのでして、そうしてどこま
でもこれは将来においては法令に基
くにどこまでも希望しておるやうに思
われるのです。それが尤もだと思ひ
ますが、岡野國務大臣にお伺いたし
ますが、将来、これを法令に基いた国の
補助とする御意向がありますか、どう
ですか。

○國務大臣(岡野清豪君) お答え申上
げます。平衡交付金ができましたと
もとの趣旨が、地方税法によりまし
て、地方の財政は大原則として地方
税によつて賄つて行く。併しながら日
本全国を通過しますと、それにいろ

ろ不幸がございまして、やはり平衡交付金というものを廻して地方の財政を均衡化して行く、こういうことになつておる次第でございまして、私どもは将来補助金によつて地方財政を助けて行くという主義は捨てまして、できるだけ根本方針をいたしまして、地方は地方の税収によつてやつて行く、それで足りないところは平衡交付金で補つて行く、こういう建前をとつて行きたいと思つております、将来といへども補助金でやるということにしませず、足りないところは平衡交付金を以て面倒を見て行く、こういう趣旨で行きたいと思つております。

○石村幸作君 一つにもう一つお聞きしたいのですが、二十四年度から昨年二十六年度までに、県を通じた平衡交付金によつて交付されたうちで、二十四年度は千四百萬、二十五年度が一億九百萬、二十六年度が八億四、五千萬だけが未だに町村のほうへ未払いになつておるといふようなことを聞いておるのですが、自治庁ではそういうことを御承知ですか、どうですか。それから若しそういう未払処分ができていないといふような場合に、町村は非常にこれは困つておる、そこで自治庁から県に向つて、これを速かに処理するように勧告なり、何か措置をとられるべきじゃないかと思つておるのですが、そういうお気持ちがありますか、どうか。

○政府委員(佐久間重男) 御指摘の通りに、昭和二十四年度、二十五年度、二十六年度の分につきましては、県の財政需要に見ておりましたものが、県がそのうちから町村に交付すべき補助金が未交付の所が相当に多いのでござい

ます。これにつきましては、従来も地方自治庁といたしましては、それは町村の恩給組合の財政需要に見ておるものであるから、そちらのほうへ交付するようにといふことはしつぱ／＼通知を以て勧告はいたしておるのでござい

ます。併しながら、県もなか／＼財政が不如意の状態でございますので、一旦県の手に入りましたものを更に町村に補助金として出すということにつきましては、非常に出し渋つておるところがだん／＼と多くなつて来ておる状況なのでございまして。そこでこの法律で、第五條ではつきりと町村の補助金を負担するといはしました趣旨も、今後は今までのような方式で、県へ或る程度やつて、その果から町村へ補助金として出してもらうという方式では、もう町村に恩給組合の財政的基礎を確立するといふことは非常に困難になつて来た。そこで今度県へ交付して

つたものも合せて町村の財政需要に見まして、町村に直接交付して行くといふような行き方に改めたわけでございます。これと同時に、二十六年度分までの、今まで未交付になつております分につきましては、この機会に強力に清算、と言つてと罷解があるかも知れませんが、まあ清算するように当方で府県に通知をいたしたいと思つております。

○石村幸作君 もう一つ岡野国務大臣に先ほどの御答弁に対して申し上げたいのですが、平衡交付金の精神から言います。併しこの恩給組合に関する限り、でき得れば私は国の補助、又それに類する何かの方途をとつてもらつたほうが町村の財政上適当じゃないかと考

えられるのでありますが、これは後日に譲りまして、よく一つ御研究をお願いしたい。これは附帯條件がましく言うとおかしいですが、よく十分実情を考えて、そして御検討を続けて頂きたいと特に希望いたします。

○若木勝蔵君 私は第三條の問題についてちよつとお伺いしたいと思つておるのですが、先ほどの御答弁で、給付を受けるものの範囲については一応お話をあつたようであります、なお更に私はここに疑問を持つのでお伺いいたします。と言いますのは、この恩給法のようなものを作る場合において一番問題になるのは、給付を受ける者の範囲であらうと思つておるのです。この法案で見ますと、それは組合のこの規約に任せておるようなところがあります。勿論その前にその用意になるであります、自治庁として

は前項の事項に關して模範規約の例を定める。これによつて大体方面を示すことになるのだらうと思つておるけれども、地方公共団体のそれ／＼の立場において、この範囲がまち／＼になるような場合が出て来るのじゃないか、これを法律で以て明文化しなくとも、そういう各町村においてのいろ／＼な食い違いが起るようなことがないのであるかどうか。そういうことの見通しで以てこういうふうな法律で範囲を確定的に現わさなかつたのかどうか。この点をお伺いいたします。

○政府委員(佐久間重男) この給付を受ける者の範囲を法律で確定すべきじやないかといふことは、誠に御尤もなお説だと思つておる。ただ一つには地方自治の、地方の自主性を尊重して行くといふことを考へまして、一応建前としては自主的に規約できめ

ることにしておる。併しながらこれは實際問題といたしまして、各府県が著しくアンバランスになるといふことは考えられないのでありまして、まあそれにつきましては、今度でもそうでございまして、今後とも地方自治庁の模範規約によりまして、各組合がやつて行かれることになるだらうと確信しておるわけでありまして。なお今回は特にこの第七條で連合会を設けまして、この連合会の性格をいたしましては、全国四十六の各組合につきまして、給付の財源の計算でありますとか、或いは資産の管理につきましては、保険数理に關する調査研究をやつて、それに基いて各組合の指導をやつて行くといふことを主たる任務とする連合会でございますが、これによりましては御心配のようなことはなくなるのではないだらうかといふことを考へてお

ります。○若木勝蔵君 その点はそれでわかりましたが、それでは模範規約に現われる給付を受ける者の範囲はどういうふうになつておりますか。今の自治庁としての構想を承わりたい。

○政府委員(佐久間重男) これにつきましては特別職と、それから一般吏員従来のもので取りあへず今年度は踏襲して参りたい。と申しますのは、将来の問題としてはいろいろ雇用人を入れる問題もあるわけですが、国のほうの財源措置は今年度は従来のもので対象となされておりますので、経過的には従来のもので踏襲して支給して参りたいと思つておる。

○若木勝蔵君 従来のもので踏襲した場合においては、先ほど私の申し上げたような町村におけるところのアンパ

さない、未交付のところが二十五年あたりは、まだ約半数の府県が未交付になつておりました、二十六年度もまだ正確な報告は受けておりませんが、恐らく半数くらい未交付ではないかと思つております。そういうような財政的な事情、それから各町村におきまして、小町村におきましては、聞くところによりますと、町村議会におきまして恩給組合に対する町村の負担金を出します場合に、町村の少数の吏員のためにそういう多額の金を出すことは面白くないではないかということ、恩給組合への交付金を出し流るところがだん／＼と出て参つたように聞いておるのであります。そういうようなことになりまして、財政的な面から町村の職員の福祉の向上がでなくなると思われるのであります、今回はその面を一つには町村の負担とすることをほつきりと法律上いたしました上で、平衡交付金によりまして財源措置をして行く、それからいま一つは町村が恩給組合に強制加入をしなければならぬ建前にいたしました、これは町村のいわば義務費だということで、組織の面で改善をして行くことと、これが今回の法律の主な狙いであると考えております。

○原虎一君 私もう一つお伺いしたいのは連合会ですか、連合会を法人化するによつて、現在、今ある組合からより一層経費を負担する、法制化されるために、法人化されたために費用を多く負担するということとは起きないですか。

○政府委員(佐久間運君) その点はこの連合会ができてから、あと連合会の運営如何によることは存じます

が、私どもの考えるところによりますと、従来こういうしつかりとした組織がありませんでしたために、各県の組合がばら／＼に資料を収集したり、或いは保険数理に関する研究をいたしたり、又この組合間の共同の事業につきましていたしたりいたしておりましたので、そのための非効率というものは相当あつたように思ふのであります。今回これをはつきり法制化するによつて、その機構につきましても、政府の勧告に服せしめることによりまして内容も整いますし、今までの無駄もむしろ排除されて、合理的な能率的な恩給組合の助長が促進されるのではないかと、こういうふうに存じております。

○原虎一君 そういたしますと、今までは任意連合会的なものを作つておつたが、それは任意ですから、入つていない果もあるというふうに眺められるのですが、今度できる七條の關係の連合会というのは、條文の上から行きますと、設立をすることができるといふことになつておつて、ほかの関連條文から言及して行けば、どう結果はなりまつかは別として、この七條の一項だけ見てみますと、全国に数個の連合会をその県の組合が任意で作ろうと思えば作れるというふうにも考えられますが、これは全国に一つの考えで当局は考えられた法律ですか、その点はどうか考えますか。

○政府委員(佐久間運君) この七條の法文からいたしますと、御指摘の通り、全国で数個の連合会が作り得ることになつております。で、無論そういうことになつても差支えないと思ひますが、ただ連合会の仕事といたしましては、先ほどなたかの御質問もございましたように、一番大きな仕事は、保険数理に関する調査研究をいたしまして、それを基礎としての各組合の運営が健全になるように、自主的な事務の指導機関というふうな性格の性格を持つておりますので、各ブロックごとにおきまして数個の連合会ができ、その各ブロックの間に非常な給付についてアンバランスが起るというふうなことになると思います、この恩給の制度の性質からいたしまして望ましくないと考へられますので、私どももいたしましては全国に一つの、而も内容の充実したものができるところを期待をいたしておるのでございます。

○原虎一君 そうすると、現状の任意的な連合会というもののに対する御研究は、御調査ほどの程度であるのか、私まではできていないものもそのまま法制化されるものと思つておりました、御答弁によると、こういうものがなかつたために、今まで組合は非常に調査研究の無駄な費用を使つたように考えられるという御答弁ですが、そういういたしますと、改めてここに全国一つの連合会というものができて、この法律に基いて相当に組合が経費を負担しなければならぬ、新らしく法人を作り上げて、極端に言わなければ、いろいろ人々をそこに詰め込んで行く、こういう嫌いがある、こう考えなければならぬですね、御答弁の範圍で想像して考えますと、今ある連合会がそのまま法人化されて行くということになれば経費の負担もないし、それから数個に別個のブロック的なものが、連合会ができて行くという心配もないのですが、どうも御答弁の範圍だと、この法律が制定されても、今申しましたような心配が逆にあるのです、この点はどうですか、これを我々は余り調査しておりませんから……

○政府委員(佐久間運君) その点につきましては、現在任意の連絡機関としてございまして連合会のはうと、この法律を作るにつきますと、しば／＼を重ねまして、十分御意見も承わつて参考をいたして参つております。で、実はこの連合会も、現在あります連合会の御意見によりまして、この内容等も規定をいたしておるのでございまして、先ほどはまあ法律的にはあつたように申上げましたが、實際問題といたしましては、現在の連合会が整備強化された形では、この連合会に事実上は移り変わるということにならうかと思ひます。

○原虎一君 もう一点伺います。そうしますと、我々から考えると、連合会が数個もできるといふようなことはありますけれども、こういう公共組合といふようなものが理想ではないと思ひます。ところが、できるような條文にした理由はどこにあるのか、この点を伺いたい。

○政府委員(佐久間運君) これは條文の書き方が悪かつたと仰せられれば、或いは悪かつたかとも思ひますが、特にその予想も、数個できるといふことも予想もいたしておりませんでしたので、こういうことで書いておつた次第でございまして。

○委員長(西郷吉之助君) その他に御質疑はございませんか。

○高橋徳太郎君 ちよつとお伺いしたいのですが、町村恩給組合につきましては、その定款の変更等には果知事の認可を必要とし、或いは連合会については内閣総理大臣の許可を必要とする、こういう行政官庁の、或いは府県知事の認可を必要とする規定を入れなければならなかつた理由についてちよつと御説明願ひます。

○政府委員(佐久間運君) 第四條の町村職員恩給組合が規約を変更する場合に、都道府県知事の許可を受けなければならぬという点につきましては、これは町村職員恩給組合が地方自治法の一部事務組合であるわけでありまして、その原則といたしましては、地方自治法の一部事務組合の規定がそのまま適用される。ただこの法律で地方自治法に対する特例だけを規定したという、こういう恰好になつてゐるわけでありまして、地方自治法の規定によりまして、一応関係地方自治法が協議をして、その上でこれを都道府県知事の許可を受けるというふうな規定になつておつたかと思ふのでありますが、それをここで組合の議を経れば、一々地方自治法の、町村の議会の議を経る必要はないといふこととする意味で第四條を書きましたわけで、都道府県知事におきましては、その地方自治法の町村の一部事務組合の規定の原則をそのまま取入れたのでございまして。それから連合会についての内閣総理大臣の認可でございまして、これは民法の公益法人が主務大臣の監督を受け、或いは主務大臣の直接の認可或いはその委任を得ている都道府県知事が認可をするることになつておりますが、これは民法に対して若干公法的な色彩のあるものだといふふうなふうに考へておられますので、その公法的な分だけ特別の規定をここに書きましたが、その民法の規

題が非常に起つておるのですが、一体いゝわゆる恩給法上は町村が府県別に拘束されるというのでは非常に町村の吏員というものが沈滞し、又非常に何と言いますか、或る地方だけに偏してしまふというふうに考へるのですが、連合会を作られるのですから、何か全国的にどの市町村でも勤めれば、それを通算して恩給法上の恩給を与える、同

○高橋進太郎君 どうも我々今度の法案につきまして、その点非常に不満を感ずるのですが、こういう組合をお作りになるのも一つの方法であるが、一つの前進であるが、むしろ問題は現在の町村吏員なり、或いは市町村吏員なりが人事の交流ができてなくて、ともすれば沈滞勝ちであり、いわゆる継子扱いにされるという点で町村の自治とい

れは何とかもう少しスムーズに各地各方面の人材が入り交つて、そうしてお互いがよくなつて行くというように、こういうふうにすることが、この人材を養成する上にも役立つし、又自治を向上させて行く上にも役立つと思ひます。これは至極御尤もでございます。我々心配いたしましたして、将来研究しようということになつております。

でございます。地方自治庁は前項の事項に關し模範規約例を定めるということになっておりますが、その模範規約例の中で、こういう法案ができておりますれば拝見したいと思ひますが、その時間もないと思ひますれば、先ほど質問になりましたのですが、模範規約例の中に雇用員が加入できることを明確に現わしたものにされるのかと

三條の規約の中でそういうことになるように地方自治庁のほうでは示すつもりであります。

○岡本愛祐君　その点を伺つておきたいのですが、この第二條の規定で、必ず通算するようにしなければならぬという強制ではないのか。その第三條による模範例というものは縛れないと思うのですが、若し或る府県が通算

をしないというような規約を作つたら、この法律違反になりますか、どうか、それを伺つておきたい。

○政府委員(佐久間重雄) そういう場合が起りました場合は法律違反ということは言えないと思います。

○岡本義祐君 それではその或る果において、財政上の都合その他の町村の側の難色があつて、どうしても通算することは困るというので、規約においてそういうふうな作らない。通算しないということとは法律上は許されるという事になりますか。この点もう一度はつきり伺いたい。

○政府委員(佐久間重雄) 法律上は違法だということにはならないと思いますが、この法律の精神からいいますと、町村が共同で恩給の組合に関する事務をやつて行く。共同で事業して行くという事でありますので、そういうことは適當ではないというふうな考へております。

○石村幸作君 原委員の御質問、即ち雇用員の問題ですが、今岡野国務大臣の御答弁と、私最初このことを第一條の町村職員と定義を伺つて、佐久間課長から御答弁があつたのとちよつと食い違つてゐる様に思われるのですが、佐久間課長は私の質問に対して、第一條の町村職員というのは、町村長のごとき公選による者及び雇用員全部を含んでゐるのだ、広範固に含んでゐるのだというように御説明があつたのですが、今又御説明によりますと、二十七年度は財政措置ができないが将来は考へるというふうなあいまいになつて来たのですが、ここをはつきりして頂きたいと思ひます。もう一度伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(岡野清義君) お答えを申し上げます。職員といつた言葉からいひまして、雇用員を含むことにはしてゐるのでございますが、只今私が申し上げましたのは、この際この恩給組合法が通過いたしましたならば、できるだけ早く模範例を一応自治庁から知らして統一しておいたほうがいいだらう、こういうことでテンポラリーにできた模範例でございまして、その模範例には雇用員を加へますと、今年は財政措置をしてございせんから、どこもお困りのことと思ひますから、来年度予算措置でもできましたならば、その場合に雇用員を入れるようにすればいいと我々は考へてゐるのであります。一応は模範例を出すのを急がなければならぬので、今年だけやつて、法の精神としては、将来は雇用員を入れる。雇用員を入れるのだから、それは予算措置を先ずしてからと、こういうことになっておりますから、原則としては雇用員を入れることとし、同時に将来はする。併し今年にはテンポラリーな模範例を示すには予算措置がないから雇用員を除くということにしてあります。

○石村幸作君 そうしますと、この法律が成立し、それから自治庁から模範例が出る。これはすぐ出ることでありましようが、その場合に町村においては即座に雇用員を加へる、又加へるというふうな規約は作れないのですか。

○国務大臣(岡野清義君) お答え申し上げます。これは模範例でございまして、一応こういうふうにしたらいじやないかという範を示したわけでございます。皆自治の精神によりまして、

各都道府県が、その町村組合が、こうしたほうがいいのじやないかと言へば、法律には雇用員も加へることになつておりました、その法律でできますものですから、模範例によらずに雇用員も加えて結構です。併しそれは我々として予算措置をしてやるわけに参りませんから、都道府県自身自身で十分な財源措置ができれば、これは一向差支えない次第であります。

○石村幸作君 今の都道府県という言葉、都道府県の町村でありますが、自治的に雇用員を入れることは勝手だ、併し政府はこれに対して財政的に見るわけに行かない、これは突放されたやうな恰好になるのですが、これも止むを得ない。結局するところ今年には実施する場合に雇用員は入れない、来年、二十八年度からは入れるやうな財政的な措置を国家でつてくれる。こういうことですか。

○国務大臣(岡野清義君) できるだけそうしたいと思つております。

○委員(西郷吉之助君) 他に御発言ございせんか。それでは御質疑は尽きたものと認めて御異議ございせんか。

○委員(西郷吉之助君) それではこれより討論に入ります。御意見のありのたは、それ／＼賛否を明らかにしてお述べを願ひます。なお修正意見がございましたら、討論中にお述べをお願いいたします。

○岩澤忠恭君 本法案に對しまして、自由党を代表して、本文に對しては賛意を表するものであります。審議の都合によりまして、本日採決に相成るやうな關係上、この附則の第一及び第二

修正案

提出者 岩澤 忠恭
町村職員恩給組合法案の一部を次のように修正する。

附則第一項を次のように改める。
1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十七年四月一日から適用する。

附則第二項中「この法律施行の際に昭和二十七年四月一日において」を「昭和二十七年四月一日から施行する。」に改める。

附則の第一の「この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。」というのを「この法律は、公布の日から施行し、昭和二十七年四月一日から適用する。」それから第二項の「この法律施行の際に昭和二十七年四月一日において」に改めることにいたしました。この法案に賛成するものであります。

○原虎一君 私は先ほど質問中にもありましたが、市町村の、地方の町村職員、即ち雇用員まで含めるところだとが公共組合の最も大切なところだと思ふのであります。それが遺憾ながら本年度は予算措置は伴わないために、雇用員を含まないで、そのままに法律化されてゐるということは誠に遺憾であります。併し今大臣の御答弁もありましたごとく、できるだけ来年度から雇用員を含めたものにできるように財政措置を講ずる努力を払うというお言葉を信じて、そういう不満の個所が他にも多少ありますが、賛意を表するものであります。同時に只今岩澤委

員から出ました修正案には当然賛成する次第であります。

○委員(西郷吉之助君) 他に御発言はございせんか。

○委員(西郷吉之助君) それでは討論は尽きたものと認めて、御異議ございせんか。

○委員(西郷吉之助君) 御異議ないと思ひます。それではこれより採決に入ります。本法案につきまして採決をいたします。先ず第一に、先ほど討論中にありました岩澤君の修正案を議題に供します。岩澤君提出の修正案に賛成のかたの御挙手をお願いいたします。

○委員(西郷吉之助君) 全会一致と認めます。

次に、只今採決されました岩澤君の修正にかゝる部分を除きまして、政府提出にかゝる本法案全部を議題に供します。修正部分を除いた原案に御賛成のかたの御挙手をお願いいたします。

○委員(西郷吉之助君) 全会一致と認めます。よつて本法案は全会一致を以て修正可決せられました。

なお、本会議における委員長長の口頭報告の内容は、本院規則第四四條によりまして、あらかじめ多数意見者の承認を経なければならぬことになつておりますが、これは委員長において本法案の内容及び本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとして、御承認願ふことに御異議ございせんか。

○委員(西郷吉之助君) 御異議なしと認めます。

○委員長(西郷吉之助君) 御異議ないと認めます。

それから本院規則第七十二條によりまして、委員長が議院に提出する報告書につき、多数意見者の署名を附することになりつておりますから、本法案を可とせられましたかたは順次御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

中田 吉雄 石村 幸作

岩澤 忠恭 若木 勝蔵

原 虎一 岡本 愛祐

館 哲二 林屋龜次郎

○委員長(西郷吉之助君) 御署名漏れはございませんか。ないと認めます。

それでは本日は大分時間も経過いたしましたから、この程度にいたしまして、明日午前十時から開会いたしたいと思います。本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十五分散会

四月三日日本委員会に左の事件を付託された。

一、地方財政法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月二十六日)

四月三日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律案(衆)

町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律案

町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律案

昭和二十六年十一月一日から昭和二十七年五月二十日まで警察法(昭和二十二年法律第九十六号)第四十條の第三項の規定により警察を維持しないことに決定した旨の報告のあつた町村のうち、当該町村長がその議会の同意を得て、警察維持に関する責任の転移の時期を繰り上げた旨を昭和二十七年五月二十日まで国家公安委員会を経て内閣総理大臣に申請し、同年五月三十一日までその承認を得たものについては、その警察維持に関する責任の転移は、同條第八項の規定にかかわらず、同年六月一日に行われるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

四月五日日本委員会に左の事件を付託された。

一、大阪市を特別市に指定する法律等制定の請願(第一三九九号)(第一四八二号)

一、農業委員会書記の恩給に関する請願(第一四四四号)

一、地方税法第七四九條改正に関する請願(第一四六七号)(第一四七二号)

一、平衡交付金増額等に関する請願(第一五〇〇号)

一、純舞踊の入場税減免に関する請願(第一五一七号)

一、特別市制反対に関する陳情(第七四四号)(第七五八号)

一、大阪市に特別市制実施の陳情(第七四五号)(第七九二号)

一、地方公務員の恩給制度確立に関

する陳情(第七八八号)

一、宿泊料に対する遊興飲食税減免の陳情(第七九〇号)(第七九八号)

一、地方自治法第一三八條改正に関する陳情(第七九九号)

第一三九九号 昭和二十七年三月二十二日受理

大阪市を特別市に指定する法律等制定に関する請願(二通)

請願者 大阪市東区伏見町五ノ六 池田萬助外四十七名

紹介議員 岩本 哲夫君

昭和二十二年三月衆議院は地方自治法を議決するとともに、五大都市に特別市制実施の法案を次期国会に提案する附帯決議をなしたにかかわらず、その法案が今日にいたるまで国会に上程されないのは誠に遺憾の極みであるから、今国会に大阪市を特別市に指定する法案および住民投票の際の住民は当該市民とするよう、地方自治法の一部改正する法律を提出せられたいとの請願。

第一四八二号 昭和二十七年三月二十七日受理

大阪市を特別市に指定する法律等制定の請願(四通)

請願者 大阪市東区住吉区駒川町八ノ一 南利三外八十四名

紹介議員 岩本 哲夫君

この請願の趣旨は、第一三九九号と同じである。

第一四四四号 昭和二十七年三月二十五日受理

農業委員会書記の恩給に関する請願

請願者 東京都千代田区神田一

ツ橋一ノ三全国農業委員会職員会内 山田親

紹介議員 羽生 三七君

町村農業委員会書記の恩給組合加入は、さる一月二十三日付地方自治庁次長の通ちによりて認められたが、恩給組合準備金相当額は多額にのぼり、これを書記が全額納付することは不可能であるから、国家においてすみやかにその財政的措置を講ぜられたいとの請願。

第一四六七号 昭和二十七年三月二十六日受理

地方税法第七四九條改正に関する請願

請願者 東京都中央区銀座一ノ二日本トラック協会内

小野哲外三名

紹介議員 小野 哲君

政府においては、従来運送事業の運賃および料金は、公共事業の一環として国民経済の基盤をなすとの理由で、永に間低価格政策を採つてゐるが、これに対する補助政策的な裏付けが全然なく、他方、税金面においては、他の一般事業に比し高率課税のためすでに担税力の限界を越えており、このままの状態では事業は漸次衰退の一途をたどり、ひいては産業貿易の振興および民生に重大なる影響を及ぼす結果となるから、地方税法第七四九條を改正して運送業に対する事業税の外形標準課税を廃止せられたいとの請願。

第一四七二号 昭和二十七年三月十六日受理

地方税法第七四九條改正に関する請願

請願者 東京都千代田区丸ノ内

三ノ四日本乗合自動車

協会内 伊能繁次郎外三名

紹介議員 重盛 壽治君

この請願の趣旨は、第一四六七号と同じである。

第一五〇〇号 昭和二十七年三月十七日受理

平衡交付金増額等に関する請願

請願者 茨城県議会議長 宇田 川源次郎

紹介議員 宮田 重文君 郡 祐一君

地方公務員の給与改訂、地方行政費の増額等の極めて激しい現情においては、さきに決定された補正予算の増額程度を以てしては、到底現在の府県財政窮乏を打開することができず、年度末赤字決算必至の果さざるから、府県財政救済の方途として、本年度地方財政平衡交付金の大幅増額ならびに地方起債について特段の考慮を払われたいとの請願。

第一五一七号 昭和二十七年三月十八日受理

純舞踊の入場税減免に関する請願

請願者 東京都目黒区自由ヶ丘 六二 江口隆哉

紹介議員 川村 松助君

音楽と舞踊は、ともに世界共通の最も大衆的な芸術であるにかかわらず、入場税は純音楽が四割、純舞踊が十割という差別待遇を受けていることはいかなる観点よりしても不合理であるから、地方税法第七十七條中「もつぱら、交響楽、器楽、声乐等の純音楽を研究発表する」の文中、純音楽の下に「及び純舞踊」を加えるよう、特別の措置を講ぜられたいとの請願。

第七四四号 昭和二十七年三月二十二日受理
特別市政反対に関する陳情(二十五通)
陳情者 京都府与謝郡石川村議會議長 坂根貞雄外七
百二十名

目下五大都市側が特別市制の実現を図り、多額の経費を投じて激烈な政治運動に狂奔しつつあるが、従来府県民一体となつて相互扶助のもとに共存共榮し、今日の繁榮と国家的貢獻をなしてきたたにもかかわらず、特別市制の実施は、この府県の一休制を根底から破壊し、残存市町村存立の基礎に重大な影響を与え、地方自治の基盤に一大脅威を加えるものであるから、特別市政実施を阻止せられたいとの陳情。

第七五八号 昭和二十七年三月二十四日受理
特別市制反対に関する陳情

陳情者 大阪市東区内本町橋詰町五八大阪府指導農業協同組合連合会長 上田徳三

この陳情の趣旨は、第七四四号と同じである。

第七四五号 昭和二十七年三月二十二日受理
大阪市に特別市制実施の陳情(七通)

陳情者 大阪市住吉区西長居町七四五住吉区赤十字奉仕団内 横野秀現外百六十二名

昭和二十二年三月衆議院は地方自治法を議決するとともに、五大都市に特別市制実施の法案を次期国会に提案する附帯決議をなしたにかかわらず、その法案が今日にいたるまで国会に上程さ

れないのは誠に遺憾の極みであるから、今国会に大阪府を特別市に指定する法案を提出せられたいとの陳情。

第七九二号 昭和二十七年三月二十七日受理
大阪市に特別市制実施の陳情

陳情者 大阪府都島区高倉町二日本赤十字奉仕団都島区高倉地区連合分団内 伊藤卯之吉外十六名

この陳情の趣旨は、第七四五号と同じである。

第七八八号 昭和二十七年三月二十六日受理
地方公務員の恩給制度確立に関する陳情

陳情者 東京都千代田区平河町二ノ六全国市長会長 金剛不二太郎

地方公務員恩給制度の統一に關し、さきに第十回全国市長會議の決議に基き適切な措置を講ぜられるよう要望しているところであるが、市職員については現在各団体の制度が区々であるばかりでなく、職種により適用の制度を異にし、はなはだしきに至つては、制度の確立していないところもあり、その結果は団体間における人事の交流を阻害し、地方自治運営に多大の障害を及ぼしているから、地方公務員法の趣旨に則りすみやかに恩給制度を確立せられたいとの陳情。

第七九〇号 昭和二十七年三月二十六日受理
宿泊料に対する遊興飲食税減免の陳情(十六通)

陳情者 栃木県塩谷郡栗山村福

光協会内 山口梅吉外十五名

現行遊興飲食税は、わが國観光事業の進展をいぢめるに阻害しているから、外国人観光客に対してはこれを免除するとともに一般旅客の室代に對してはこれを減免せられたいとの陳情。

第七九八号 昭和二十七年三月二十八日受理
宿泊料に対する遊興飲食税減免の陳情(二通)

陳情者 山梨県西八代郡山保村四尾連湖觀光協會内 小林弘嗣外一名

この陳情の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第七九九号 昭和二十七年三月二十八日受理
地方自治法第一三八條改正に關する陳情

陳情者 大分県庁内大分県町村議會議長会内 仙波梧

わが國民主化の基盤である町村議會の自主性確立と運営の円滑を期するため、地方自治法第一三八條第二項を「市町村の議會は條例の定めるところにより事務局を置くことができる」と改正せられたいとの陳情。

四月九日予備審査のため、本委員會に左の事件を付託された。

一、日本國とアメリカ合衆國との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の實施に伴う地方税法の臨時特例に關する法律案

日本國とアメリカ合衆國との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の實施に伴う地方税法の臨時特例に關する法律案

日本國とアメリカ合衆國との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の實施に伴う地方税法の臨時特例に關する法律案

(この法律の目的)

第一條 この法律は、日本國とアメリカ合衆國との間の安全保障條約第三條に基く行政協定を實施するため、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の特例を設けることを目的とする。

(用語の意義)

第二條 この法律において左の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 合衆國 アメリカ合衆國をいう。

二 合衆國軍隊 日本國とアメリカ合衆國との間の安全保障條約「安全保障條約」という。以下同じ。に基き日本國の領域及びその附近に配備される合衆國の陸軍、海軍又は空軍をいう。

三 合衆國軍隊の構成員 合衆國軍隊に屬する軍人で現に服役中のものをいう。

四 軍屬 合衆國の國籍を有する文民(合衆國及び日本國の二重國籍を有する者については、合衆國が日本國に入國させた者に限る)で、合衆國軍隊に雇用され、これに勤務し、又はこれに隨伴するもの(通常日本國に在留する者及び第六号に掲げる者を除く)をいう。

五 家族 合衆國軍隊の構成員又は軍屬の配偶者及び二十一才未満の子並びに父母及び二十一才以上の子でその生計費の二分の一以上を当該合衆國軍隊の構成員又は軍屬が負擔するものをいう。

六 契約者 通常合衆國に居住する人(合衆國の法律に基いて設立され、又は組織された法人を含む)及びその被用者(合衆國民に限る)で、合衆國において合衆國軍隊のために合衆國政府と結んだ契約の履行のみを目的として日本國に滞在する者のうち、その身分について合衆國の権限のある機關の証明があるものをいう。

七 軍人用販賣機關等 合衆國軍隊が公認し、且つ、規制する海軍販賣所、ビー・エックス、食堂、社交クラブ、劇場、新聞發行所その他の合衆國の歳出外資金により合衆國軍隊の使用する施設及び区域内に設置された諸機關で、合衆國軍隊の構成員及び軍屬並びにその家族(合衆國軍隊の構成員等)という。以下同じ。の利用に供されるものをいう。

(地方税法の特例)

第三條 地方団体は、地方税法の規定にかかわらず、左の表の上欄に掲げる土地、家屋、物件、所得、行為及び事業又は業務等については、同表の中欄に掲げる者に対し、同表の下欄に掲げる地方税を課してはならない。

契約者 軍人用販売機 関等	事業税及び特 別所得税
入場者又は利 用者	入場税
遊興し、飲食 する者又は宿泊 する者	遊興飲食税
合衆国軍隊 車及び荷車	自動車税、自 転車税及び荷 車税
合衆国軍隊の 構成員等	市町村民税
契約者 合衆国軍隊が日本国において所有す る固定資産	
契約者 製約者の合衆国政府と結んだ契約の 履行のため合衆国の権限のある機関の 証明があるもの	固定資産税
軍人用販売機 関等	電気ガス税

合衆國軍隊が日本国において所有
移転
若しくは使用する財産又はその
合衆國軍隊の構成員等が合衆國軍隊
における勤務又は合衆國軍隊若しく
は軍人用販売機關等による雇用によ
り受ける所得
合衆國軍隊の構成員等が当該構成員
等として一時的に日本国に居住する
若しくはそのために日本国に居住す
る事業を行うに際して日本国に所有
する財産を日本国に移動し、又は
日本国に移動する財産を日本国に
間接に移動するもの
契約者が契約者として一時的に日本
国に居住するもの
いづれに於て日本国に移動する
有価証券又は日本国に移動する
動産の無償譲渡又は日本国に移動
機械の無償譲渡又は日本国に移動
限の機械の無償譲渡又は日本国に
軍人用販売機關等が合衆國軍隊の
構成員等が合衆國軍隊の職務の
ために使用するもの
（自動車税及び自転車税の徴収の
方法等）
第四條 合衆國軍隊の構成員等、契
約者又は軍人用販売機關等の所有
に係る自動車に対する自動車税又は
これらのものの所有に係る自転
車に対する自転車税の徴収につい
ては、地方税法第百五十一條又は
第四百四十六條の規定にかかわら
ず、地方団体の條例で定めるところ
によつて、証紙徴収の方法によ
らなければならない。
2 合衆國軍隊の所有する自動車又
は自転車のうち、もつぱら合衆國
軍隊以外のものが使用するものに
ついては、前條の規定にかかわら
ず、その使用者に対して、自動車

合衆国軍隊	合衆国軍隊の構成員等	法定外普通税
軍人用販売機 関等	契約者、合衆国軍隊、合衆国軍隊の構成員等又は軍人用販売機関等	

税又は自転車税を課する。但し、公用又は公共の用に供するものについては、この限りでない。

(証明の様式)

第五條 第三條の表に規定する合衆国軍隊、その権限のある機関又はその公認調達機関の証明の様式は、地方財政委員会規則で定める。

附則

この法律は、安全保障條約の効力発生の日から施行する。

四月十二日本委員会に左の事件を付託された。

一、六・三制学校特別教室等の建設費起債に関する讀願(第一五三七号)

一、港灣修築費地元負担金の全額起債に関する請願（第一五三八号）
一、国庫補助金等早期交付に関する請願（第一五四〇号）
一、特別区の組織および運営に関する請願（第一六一八号）
一、特別市制反対に関する陳情（第八一〇号）
一、大阪市を特別市に指定する法律制定等の陳情（第八二一号）
一、宿泊料に対する遊興飲食税減免の陳情（第八二二号）
一、地方自治法中一部改正に関する陳情（第八二九号）
一、地方税法第三四八條第一項改正に関する陳情（第八三〇号）
一、大阪市に特別市制実施の陳情（第八四一号）
一、東京都特別区制度改革に関する陳情（第八五五号）
一、地方自治法改正反対に関する陳情（第八六四号）

第一五三七号 昭和二十七年三月三十一日受理

六・三制学校特別教室等の建設費起債に関する請願

請願者 鹿兒島市山下町三七鹿兒島果町村議会議長会

内 高野季信

紹介議員 島津 忠彦 西郷吉之助君 佐多 忠隆君

現行法では、六・三制学校の講堂建設費については補助がなく、また特別教室については、〇・七坪を上まわる時は補助起債の対象とならない実状にあるから、これらの制限を撤廃して全面的に補助起債の対象とせられたいとの請願。

第一五三八号 昭和二十七年三月三十一日受理

港灣修築費地元負担金の金額起債に関する請願

請願者 鹿兒島市山下町三七七鹿兒島町村議会議長
内 高野季信

紹介議員 島津 忠彦君 西郷吉之助君 佐多 忠隆君

港灣修築費の地元負担金が巨額であるため、この財源を起債におおいて、起債の認可額はその半額程度で残余を町村費で賄うことは窮迫した町村財政の現状では不可能であるから、港灣修築費の地元負担額は全額起債を認可せられたいとの請願。

第一五四〇号 昭和二十七年三月三十一日受理

国庫補助金等交付に関する請願

請願者 鹿兒島市山下町三七七鹿兒島町村議会議長
内 高野季信

紹介議員 島津 忠彦君 西郷吉之助君 佐多 忠隆君

各種国庫費、補助金等の交付遅延は、町村の財政に多大な影響を与えているから、これら補助金を早急に交付せられたいとの請願。

第一六一八号 昭和二十七年四月四日受理

特別区の組織および運営に関する請願

請願者 東京都江東区議会議長
宮内作蔵外一名

紹介議員 原 虎一君
昨秋地方行政調査委員会の第二次報告が行われ、特別区の在り方を示されたが、その組織および運営に関する構

想は、現状をさらに改悪するものであつて、特別区の事務を圧縮し、課税権をはく奪する等、実際的に特別区を行政に転落させるものであつて、断じて承服できないから、伝えられる地方制度改正に当つては、特別区の組織および運営について万全の措置を講ぜられたいとの請願。

第八一〇号 昭和二十七年三月二十九日受理

特別市制反対に関する陳情

陳情者 大阪府浪速区大田町大阪府立今宮高等学校内 神津省三郎外十六名

目下大阪府が特別市制の実現を図り、多額の経費を投じて運動をしているが、従来大阪府は、地理的環境と都市的條件に恵まれ、府市町村一体となつて相互扶助のもとに今日の繁栄を見たものであつて、市と郡部を切り離すような特別市制に反対であるから、かかる政治運動を根絶せられたいとの陳情。

第八一一号 昭和二十七年三月二十九日受理

大阪市を特別市に指定する法律制度等の陳情(五通)

陳情者 大阪市生野区猪飼野東一ノ三九 大阪市生野区工業会内 八馬秀次外九十名

昭和二十二年三月衆議院は地方自治法を議決するとともに、五大都市に特別市制実施の法案を次期国会に提案する附帯決議をなしたにかかわらず、この法案が今日にいたるまで国会に上程されないのは誠に遺憾の極みであるから、今国会に大阪市を特別市に指定する

る法案および住民投票の際の住民は当該市民とするよう、地方自治法を一部改正する法律を提出せられたいとの陳情。

第八二二号 昭和二十七年四月一日受理

宿泊料に対する遊興飲食税減免の陳情(三通)

陳情者 埼玉県秩父郡大滝村長 山中一郎外三名

国際観光事業により獲得する外貨は、わが国の経済復興に大きな効果を上げており、国際親善の面にも大きな役割を果している。しかしわが国の観光事業は、国際国内共に進展を示しているにもかかわらず、高額な宿泊料のため、現行宿泊料に対する遊興飲食税を外国観光客および一般邦人に対しそれぞれ免除または軽減せられたいとの陳情。

第八二九号 昭和二十七年四月一日受理

地方自治法中一部改正に関する陳情(二通)

陳情者 富山県議会議長 須河信一 外一名

政府は今国会に提出の地方自治改正案中、議会に関する事項の中、議員定数を削減し、議会の定例会開催制度を改正するよしであるが、かかる改正は地方自治の発展を阻み、政治の民主化に逆行するものであるから、地方自治確立のため適当な措置を講ぜられたいとの陳情。

第八三〇号 昭和二十七年四月一日受理

地方税法第三四八條第一項改正に関する陳情

陳情者 北海道札幌市議會議長 齊藤忠雄

市町村自治体の財政強化のため地方税法第三四八條一項に規定する固定資産税の範囲を縮小し、例えば国有有鉄道については直接輸送の用に供する資産にとどめ、他の資産は課税の対象とするようすみやかに同法を改正せられたいとの陳情。

第八四一号 昭和二十七年四月二日受理

大阪市に特別市制実施の陳情(三通)

陳情者 大阪市福島区玉川町二ノ八〇 中平吉外三十一名

近く講和條約も効力を発生し、すみやかにわが国の自立態勢を確立せねばならない今日、大阪市に特別市制を実施して、市政の民主化と市内産業の飛躍的發展を図ることは、単に大阪市民のためのみでなく、日本経済自立を図る上に極めて重要なことであるから、すみやかに大阪市に特別市制を実施せられたいとの陳情。

第八五五号 昭和二十七年四月三日受理

東京都特別区制度改正に関する陳情

陳情者 東京都議會議長 菊池民都、区行政運営の効率化、合理化を図りもつて都民福祉の確保伸長に資するため、(一)都の有する基礎的公共団体としての性格を明定すること、(二)区長の公選制を廃止し、都知事が区議会の同意を得て任命するものとすること等の実現のため地方自治法その他関係法令を改正し、現行特別区制度の改革を図られたいとの陳情。

第八六四号 昭和二十七年四月四日

受理 地方自治法改正反対に関する陳情

陳情者 大阪府議會議長 西田俊信

政府が今国会に提出準備中の地方自治改正案によれば、議員の定数削減、定例会開催制度の改正等が企図されているが、かかる改正は新憲法の保障する地方自治の精神にもとり時代逆行の措置であるから、真に民意を反映し、議会運営の実情に即するよう改正せられたいとの陳情。